

授業料の減免制度に加えて 入学料の減免制度をスタートします！

山梨県では、経済的に余裕のない世帯の学生が安心して就学できるよう、授業料の減免制度に加えて、産業技術短期大学校、峡南高等技術専門校に、令和2年度から入学する学生を対象に、入学料を減免する制度を新たに創設します。

～ 入学料・減免制度の内容（令和2年度から） ～

【対象となる学校】

- ・産業技術短期大学校（甲州市・都留市）：生産技術科、電子技術科、観光ビジネス科、情報技術科
- ・峡南高等技術専門校（富士川町）：自動車整備科、電気システム科

【対象となる方】

次の要件を満たす方

- ・世帯収入の要件を満たしていること
（住民税非課税世帯、それに準ずる世帯）
- ・学ぶ意欲のある学生であること
（成績やレポートなどで学ぶ意欲を評価）

【減免金額】

学 校	授 業 料	入 学 料
産業技術短期大学校	390,000 円	169,200 円
峡南高等技術専門校	118,800 円	5,650 円

減免額は

- ・住民税非課税世帯：全額
- ・住民税非課税世帯に準ずる世帯：収入状況に応じて2/3又は1/3となります。

※家族構成や世帯収入で減免金額は異なります。

※入学料は入学手続の際、一旦納付いただき、令和2年4月以降に減免審査の上、還付を行います。

【その他の支援制度】

- ・就学給付金（経済的に余裕のない世帯の学生へ月額2万円を給付（返済不要））との併用が可能です。

問い合わせ先 **山梨県 産業労働部 産業人材育成課 人材育成担当**
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL 055(223)1567 FAX 055(223)1560